平成２４年（フ）第２２０号
栃木県小山市城東６丁目２番５号　ツルオカハイツ303号
債務者　菊地　明彦
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２２６号
栃木県下野市祇園２丁目19番地　ダイアパレス１番館403号、前住所栃木県下野市医大前３丁目７番地15
債務者　山田　孝雄
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月15日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２３３号
栃木県宇都宮市大通り５丁目３番11号
債務者　髙橋　英孝
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５６４４号
東京都大田区中央６丁目23―10　橋本方
債務者　梁川　桂子
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５６９２号
東京都江東区北砂５丁目20―９―719
債務者　遠藤八惠子
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５７４１号
東京都足立区平野１丁目３―８―202
債務者　田中　崇紀
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５７４４号
東京都西多摩郡日の出町大字平井239―５
エスペランサ桜木Ｅ
債務者　田中　　敦
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５７５８号
東京都渋谷区本町６丁目４―２―207
債務者　高橋　美子
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５７６２号
東京都大田区田園調布４丁目45―16―102
債務者　安齋　靖代
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５７６８号
東京都中野区南台４丁目７―４―205
債務者　中瀬　人志
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５７７２号
東京都台東区千束３丁目15―５
債務者　今川聖奈子
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５７７３号
埼玉県川口市並木１丁目19―14
債務者　鈴木　栄司
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５７７４号
埼玉県春日部市備後東８丁目47―６
債務者　春原　俊明
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５７８０号
東京都板橋区双葉町13―２―206
債務者　八重柏賀子
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５７８２号
東京都台東区下谷２丁目18―13―401
債務者　高山　芳郎
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５７８４号
東京都墨田区立花１丁目27―５―1227
債務者　福谷美千代
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部